

富里市森林環境整備補助金交付要綱

(令和4年3月31日告示第59号)

改正 令和5年3月14日告示第30号 令和6年3月31日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境の保全及び森林の有する多面的機能を発揮できるように、森林環境整備の促進を図るため、森林環境整備を行う森林所有者等に対して、予算の範囲内で富里市森林環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象民有林とする。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、森林環境の保全管理を継続して行う次に掲げる者とする。

- (1) 森林を所有する個人
- (2) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- (3) 森林法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の認定を受けた者
- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により千葉県が公表した事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える

目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富里市森林環境整備補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富里市森林環境整備補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、富里市森林環境整備補助金実績報告書（別記第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助金の額を確定したときは、富里市森林環境整備補助金交付額確定通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、富里市森林環境整備補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 当該目的以外の用途に使用したとき。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月31日告示第52号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

| 区分 | 補助対象経費 | 補助金の額又は補助率 | 交付要件 |
|----------------------|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 危険木処理 | 危険木の伐採に係る経費 | 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、1本につき3万円を上限とする。 | 人家等に隣接する樹木で、通常の伐採では危険性のあるものに限る。 |
| 作業路等整備 | 作業路及び積込み場所の整備に係る経費 | 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、30万円を上限とする。 | 作業路及び積込場所の確保ができない場合に限る。 |
| 保育下刈り作業 (以下「下刈り作業」とい | 雑草木の除去に係る費用 (森林経営計画の対象森林 | 補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 | 森林の再生及び育成を目的とし、伐採又は造林を実施後又は実施に伴う下刈り作 |

| | | | |
|-----|---|---|--|
| う。) | <p>の場合は、森林経営委託に関する契約のうち委託事項の実施に要した費用)</p> | <p>める額を上限とする。</p> <p>(1) 森林経営計画の対象森林の場合 1ヘクタールまで20万円を上限とし、以降1ヘクタールまでごとに20万円を加算した額</p> <p>(2) 森林経営計画の対象森林以外の場合 1ヘクタールまで10万円を上限とし、以降1ヘクタールまでごとに10万円を加算した額</p> | <p>業を行うに当たり、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 申請を行う下刈り作業に係る費用に国、県その他の団体から補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(2) 補助対象期間は伐採又は造林を実施した日から起算して5年間を限度とする。</p> |
|-----|---|---|--|

備考 下刈り作業に係る補助金の交付は、事業対象森林内における同一森林に対する継続事業について、同一年度内において3回を限度とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

富里市森林環境整備補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

富里市森林環境整備補助金の交付を受けたいので、富里市森林環境整備補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|--|---|
| 対象区分 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 危険木処理 <input type="checkbox"/> 作業路等整備 <input type="checkbox"/> 保育下刈り作業 |
| 森林所在地 | |
| 補助金交付申請額 | 千円 (A+B+C+D) |

添付書類

- 1 事業計画書（別紙）
- 2 補助対象の経費の内訳が記載された見積り又は契約書等の写し
- 3 対象森林の場所及び危険木の箇所が確認できる位置図
- 4 作業路等の平面図
- 5 事業実施前の写真
- 6 伐採届の写し（作業路等整備及び保育下刈り作業の場合であって、届出が必要なとき。）
- 7 森林経営計画書の写し（保育下刈り作業の場合であって、森林経営計画の認定を受けているとき。）
- 8 その他市長が必要と認める書類

第 1 号様式別紙

富里市森林環境整備補助金事業計画書

| | |
|------------|--|
| 対象区分 | 危険木処理 |
| 森林所在地 | |
| 森林面積（整備全体） | m ² |
| 森林整備期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 危険木の伐採本数 | 本 |
| 補助対象経費 | 円 ① |
| 補助金額の計算 | 伐採本数 本 × 3 万円 = 円 ② ①、②のいずれか低い額 千円 ㉑ (千円未満切捨て) |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 対象区分 | 作業路等整備 |
| 森林所在地 | |
| 森林面積（整備全体） | m ² |
| 森林整備期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 整備内容 | |
| 補助対象経費 | 円 |
| 補助金額の計算 | 補助金額 千円 ㉒ (30 万円上限、千円未満切捨て) |

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| 対象区分 | 保育下刈り作業 | |
| 森林所在地 | | |
| 森林面積（整備全体） | m ² | |
| 造林実施期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 下刈り作業期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 整備内容 | | |
| 補助対象経費 | 円 | |
| 補助金額 の計算 | 森林経営 計画の対 象森林 | 補助金額 千円 ㉔ （1ha まで 20 万円上限（1ha を超える場合 1ha までごとに 20 万円を加算した額を上限とす る。）、千円未満切捨て） |
| | 森林経営 計画の対 象森林以 外 | 補助金額 千円 ㉕ （1ha まで 10 万円上限（1ha を超える場合 1ha までごとに 10 万円を加算した額を上限とす る。）、千円未満切捨て） |

第2号様式（第6条関係）

富里市森林環境整備補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で申請のあった富里市森林環境整備補助金の交付については、次のとおり決定したので、富里市森林整備補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

| 交付決定額 | 千円 |
|-------|--|
| 交付条件 | (1) 補助事業の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をする場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 |

備考 交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知を受け取った日から14日以内に申請の取下げをすることができますので、申請を取り下げる場合は、補助金等交付申請取下書を市長に提出してください。

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名

富里市森林環境整備補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった富里市森林環境整備補助金について、富里市森林環境整備補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業実績

| | |
|--|---|
| 対象区分 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 危険木処理 <input type="checkbox"/> 作業路等整備 <input type="checkbox"/> 保育下刈り作業 |
| 森林所在地 | |

| 区分 | 事業費 | 経費の内訳 | | |
|---------|-----|-------|------|-----|
| | | 補助金 | 自己資金 | その他 |
| 危険木処理 | | | | |
| 作業路等整備 | | | | |
| 保育下刈り作業 | | | | |
| 計 | | | | |

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

補助事業に係る契約書、請求書及び領収書の写し、事業実施後の写真

第4号様式（第8条関係）

富里市森林環境整備補助金交付額確定通知書

達第 号
年 月 日

様

富里市長



年 月 日付で実績報告のあった富里市森林環境整備補助金については、下記のとおり確定したので、富里市森林環境整備補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

| 交付確定額 | 千円 |
|-------|----|
| 条 件 | |
| 指 示 | |

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

富里市森林環境整備補助金交付請求書

富里市森林環境整備補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

| | |
|-----------|----|
| 交 付 確 定 額 | 千円 |
| 交 付 請 求 額 | 千円 |

【補助金等の振込先】

| | |
|---------------------|--|
| 金 融 機 関 名 | |
| 口 座 種 別 | |
| 口 座 番 号 | |
| (フリガナ) 口 座 名 義 人 | |